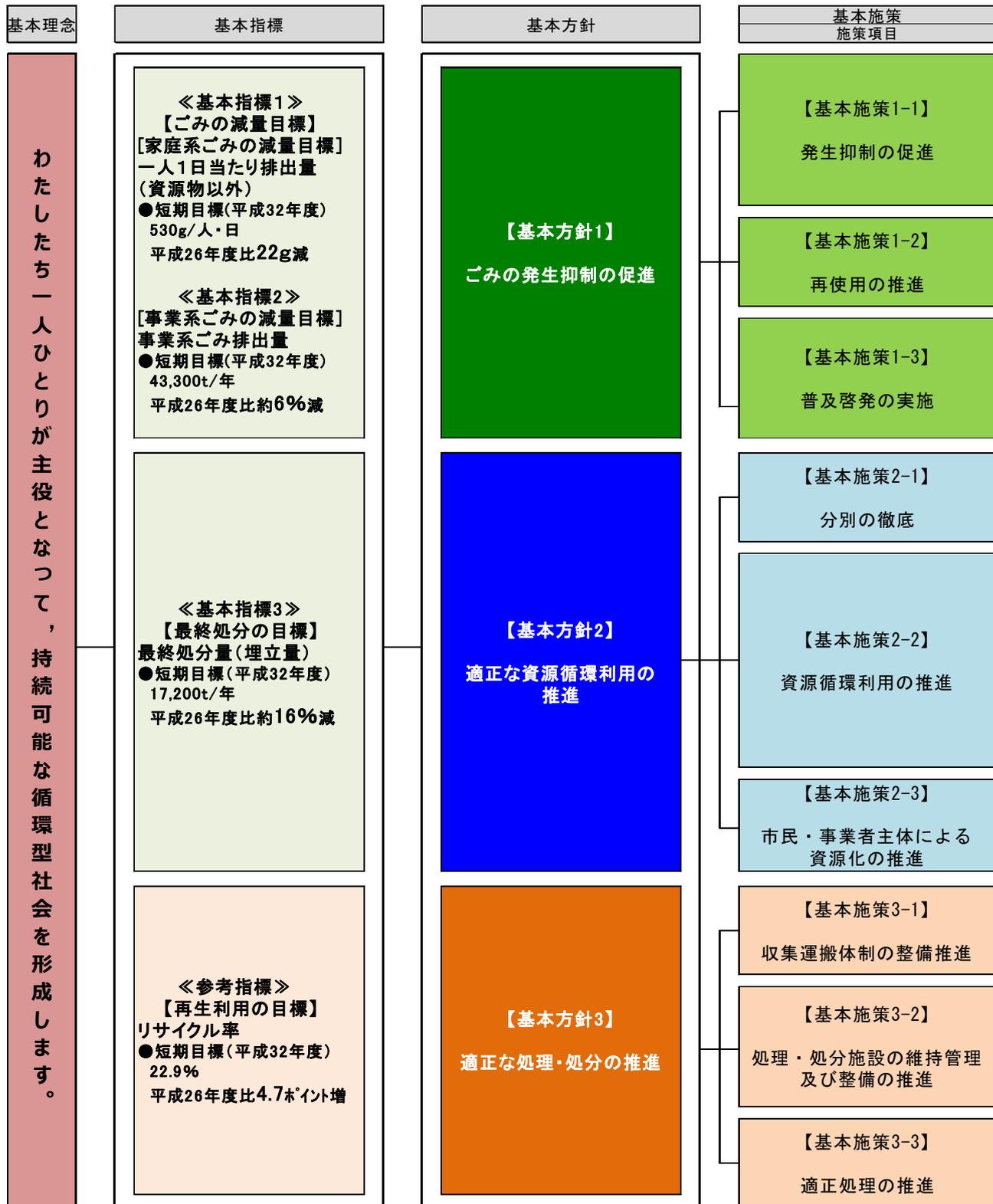


第4章 ごみ処理基本計画の施策体系

1 基本的考え方

低炭素社会・自然共生社会に配慮し、持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制をはじめとした減量化に取り組むとともに環境負荷の低減に配慮した施策を展開します。



2 ごみ処理基本計画の施策体系

本計画では、以下に示すとおり、3つの基本方針の下に9つの基本施策、34の施策事業を設定し、計画の目標達成に向けて取組を進めていきます。

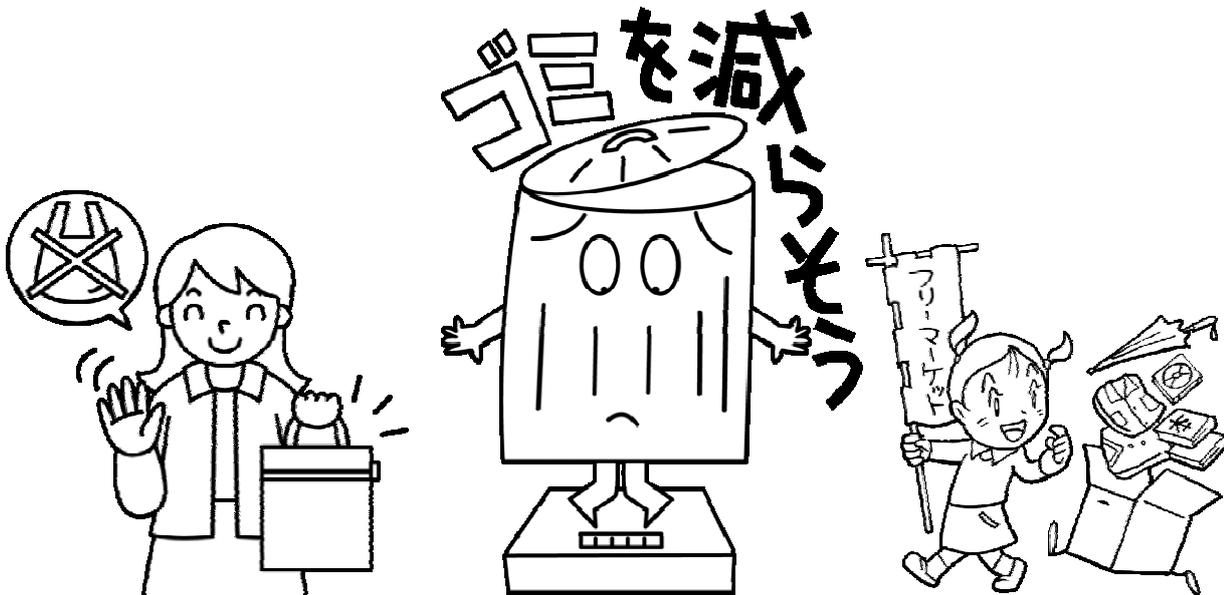
図2-2 ごみ処理基本計画の施策体系

基本施策 取組指標	施策事業	位置付け		
・ごみ総排出量 184,252 t (H26) ⇒ 180,600 t (H32)	(1) 生ごみの水切り励行			継続
	(2) もったいないレジ袋削減推進			継続
	(3) 家庭ごみ有料化の調査・研究 ※中長期施策			継続
	(4) もったいない生ごみ減量化推進		拡充	重点
	(5) 簡易包装の推進	新規		
・布類の分別協力率 16.7% (H26) ⇒ 20.0% (H32)	(6) リユース品の利用促進	新規		重点
	(7) 衣類再利用の推進	新規		
	(8) 粗大ごみの再生品販売			継続
・多量排出事業所に対する指導割合 50% (H26) ⇒ 25% (H32)	(9) もったいない運動との連携推進			継続
	(10) 環境教育支援の推進			継続 重点
	(11) エコショップ等の普及促進			継続
	(12) 事業系ごみの適正処理の徹底		拡充	重点
・家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合 30.9% (H26) ⇒ 29.9% (H32)	(13) 分別強化推進		拡充	重点
	(14) 拠点回収事業の推進		拡充	重点
	(15) リサイクル推進員活動支援の推進			継続
・廃棄物系バイオマスの資源化量 113 t (H26) ⇒ 1,500 t (H32)	(16) 家庭系生ごみの資源化推進			継続
	(17) 廃食用油の資源化推進			継続
	(18) 剪定枝の資源化推進		拡充	重点
	(19) 使用済小型家電の資源化推進			継続
	(20) インクカートリッジの資源化推進			継続
	(21) 市有施設における資源化推進		拡充	
	(22) 新たな資源循環利用の推進	新規		重点
・多量排出事業所における新たな資源化量 - t (H26) ⇒ 500 t (H32)	(23) 資源物集団回収の推進			継続
	(24) 事業系ごみの資源化の推進			継続
・苦情等対応件数 756件 (H26) ⇒ 680件 (H32)	(25) ごみステーションの維持管理への支援			継続
	(26) 適正な収集運搬体制の維持			継続
	(27) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築 ※中長期施策	新規		重点
・中間処理施設・最終処分場の整備 中間処理施設 平成32年度供用開始予定 最終処分場 平成31年度供用開始予定	(28) 中間処理施設の整備			継続 重点
	(29) 中間処理施設の維持管理			継続
	(30) 最終処分場の整備			継続 重点
	(31) 最終処分場の維持管理			継続
・不法投棄発生件数 420件 (H26) ⇒ 250件 (H32)	(32) きれいなまちづくりの推進			継続
	(33) 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進			継続
	(34) 災害廃棄物への対応	新規		重点

基本方針 1

ごみの発生抑制の促進

ごみ排出から処理・処分の一連の流れで、上流側に位置する発生を抑制するための方針です。発生抑制を進めるための2R（Reduce, Reuse）を中心に、施策を促進します。



基本施策 1-1 発生抑制の促進

基本施策	施策事業		位置付け		
	【基本施策1-1】 発生抑制の促進	(1)	生ごみの水切り励行		継続
(2)		もったいないレジ袋削減推進		継続	
(3)		家庭ごみ有料化の調査・研究		継続	
(4)		もったいない生ごみ減量化推進		拡充	重点
(5)		簡易包装の推進	新規		

【取組指標】 ごみ総排出量

もったいない生ごみの減量化やレジ袋削減などの発生抑制事業による、ごみ減量の進捗状況を把握するために、ごみ総排出量を「発生抑制の促進」における取組指標に設定します。

		H26年度	➔	H32年度
家庭系ごみ排出量	(t)	138,181		137,300
事業系ごみ排出量	(t)	46,071		43,300
ごみ総排出量*	(t)	184,252	180,600	

※資源物を含む

(1) 生ごみの水切り励行	新規	拡充	継続	重点
講習会や各種イベント等を通じた市民への意識啓発により、排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進します。				

(2) もったいないレジ袋削減推進	新規	拡充	継続	重点
ごみの発生抑制の観点からレジ袋の削減を図るため、マイバックの利用促進など、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進します。				

(3) 家庭ごみ有料化の調査・研究	※中長期施策	新規	拡充	継続	重点
ごみの減量化・資源化の推進や、排出量に応じた公平性確保などの観点を踏まえ、検討していきます。					

(4) もったいない生ごみ減量化推進	新規	拡充	継続	重点
生ごみの50%以上を占める「もったいない生ごみ（賞味・消費期限切れなどにより未開封で廃棄された食品）」などの食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進します。				

(5) 簡易包装の推進	新規	拡充	継続	重点
事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り・量り売りの推進、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進します。				

コラム3 「ごみの有料化」と「指定袋制」ってどういうこと？

「ごみの有料化」は、ごみの排出量に応じて何らかの経済的負担を課すことによって、日ごろから減量に努力している市民のみなさんとそうでない人との間の不公平を是正するとともに、排出者のみなさんの意識を向上させようとするものです。

具体的には、ごみ袋を市で指定した袋にして、ごみ処理費用を上乗せする方法や世帯数などによって指定袋を無料で配布し、その袋を使いきってしまった場合、有料の袋を購入してもらう方法などがあり、一定のごみの減量効果があるといわれています。

「指定袋制」は、市の規格で製造されたごみ袋を使用することにより、ごみ袋の品質・性能が統一され、ごみ収集の作業効率と作業の安全性を確保するなど適正なごみ排出を促すためのもので、ごみの有料化とは違います。



基本施策 1-2 再使用の推進

基本施策	施策事業		位置付け			
	【基本施策1-2】 再使用の推進	(6)	リユース品の利用促進	新規		
(7)		衣類再利用の推進	新規			
(8)		粗大ごみの再生品販売			継続	

【取組指標】布類の分別協力率

衣類再利用などによるリユース促進の進捗度合いを把握するため、布類等の分別協力率を「再使用の推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
布類の分別協力率*	(%)	16.7		20.0

※布類の分別協力率＝
 $(\text{布類の直接資源化量} + \text{集団回収量}) \div (\text{家庭系の焼却ごみ量} \times \text{布類の組成割合} + \text{集団回収量} + \text{布類の直接資源化量})$

(6) リユース品の利用促進

新規 拡充 継続 重点

リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、市民に情報提供を行うほか、リユース品の新たな回収の仕組みづくりなど、リユースに取り組みやすい環境を整備します。

(7) 衣類再利用の推進

新規 拡充 継続 重点

焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための新たな事業手法を構築します。

(8) 粗大ごみの再生品販売

新規 拡充 継続 重点

再利用が可能な粗大ごみについて、修繕を行い再生品として販売することで、再使用を推進します。

基本施策 1-3 普及啓発の実施

基本施策	施策事業		位置付け			
	番号	内容				
【基本施策1-3】 普及啓発の実施	(9)	もったいない運動との連携推進			継続	
	(10)	環境教育支援の推進			継続	重点
	(11)	エコショップ等の普及促進			継続	
	(12)	事業系ごみの適正処理の徹底		拡充		重点

【取組指標】多量排出事業所に対する指導割合

もったいない運動やエコショップ等，その他の普及啓発事業を通じて，市民・事業者の意識の高まり度合いを把握するために，多量排出事業所に対する指導割合を「普及啓発の実施」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
多量排出事業所に対する指導割合※	(%)	50		25

※多量排出事業所に対する指導割合＝指導した多量排出事業所÷市内の多量排出事業所の総数

(9) もったいない運動との連携推進 新規 拡充 **継続** 重点

3R活動の実践に向けた講座やイベント等を通じて、「もったいない」のこころを醸成します。

(10) 環境教育支援の推進 新規 拡充 **継続** 重点

3Rの重要性について理解を深め，環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため，社会科補助教材の効果的な活用や，ライフステージに応じた出前講座・施設見学会などを開催し，次世代を担う子どもたちへの環境教育の支援を推進します。

(11) エコショップ等の普及促進 新規 拡充 **継続** 重点

3R活動に積極的に取り組む小売店，飲食店を「宇都宮市エコショップ」，「宇都宮市エコレストラン」として認定し，事業系ごみの減量化を図るとともに，市民や事業者の3R活動の実践と定着に向けた取組を推進します。

(12) 事業系ごみの適正処理の徹底 新規 **拡充** 継続 重点

事業系ごみについて，資源物などが焼却ごみとして持ち込まれないよう十分に指導を行うとともに，清掃工場への搬入時における調査・指導を強化するなど，適正処理の徹底を図ります。

基本方針 2

適正な資源循環利用の推進

発生抑制で減量しきれずに排出されたごみは徹底的に分別して、資源物としての再生利用(Recycle)を進めていくための方針です。これらに係る基本施策（①分別の徹底，②資源循環利用の推進，③民間活用による資源化の推進）を中心に，施策を推進します。



基本施策 2-1 分別の徹底

基本施策	施策事業	位置付け	
【基本施策2-1】 分別の徹底	(13) 分別強化推進	拡充	重点
	(14) 拠点回収事業の推進	拡充	重点
	(15) リサイクル推進員活動支援の推進		継続

【取組指標】家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合

拠点回収事業やリサイクル推進員の活動支援による分別強化の進捗状況を把握するため，家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合を「分別の徹底」における取組指標に設定します。

		H 2 6 年度	➔	H 3 2 年度
家庭系焼却ごみ量	(t)	100, 212. 5		95, 700. 0
資源物量の割合	(%)	30. 9		29. 9
資源物量*	(t)	30, 966		28, 600

*資源物量 = 家庭系焼却ごみ量(t)×資源物量の割合(%)

(13) 分別強化推進	新規	拡充	継続	重点
<p>資源物（紙類，プラスチック製容器包装など）の焼却ごみへの混入を防ぐため，あらゆる機会や場，媒体を活用して，市民に対する発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発を行い，更なる分別協力度や分別精度の向上に向けた取組を推進します。</p>				

(14) 拠点回収事業の推進	新規	拡充	継続	重点
<p>分別及び資源化を促進するため，ごみステーション以外にも資源物を持ち込める常設拠点回収場所の拡充を図り，市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進します。</p>				

(15) リサイクル推進員活動支援の推進	新規	拡充	継続	重点
<p>研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を通じて，地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援します。</p>				

コラム4 「拠点回収事業」ってなに？



本市では，市有施設やスーパーに常設の資源物回収ボックスを設置し，買い物ついでなどに資源物を持参し，リサイクルできるような体制作りをすすめています。今後も引き続き，回収拠点箇所の拡充を図っていきます。

コラム5 「リサイクル推進員制度」ってなに？



本市では，ごみ問題を解決し，ごみに対する地域住民の意識を改革するため，地域に密着したごみ問題のリーダーとして平成14年度に「リサイクル推進員制度」を創設しました。

この制度により，多くのリサイクル推進員が地域に密着したごみの減量化・資源化の取組やお互いに連携し地域共通の課題の解決に向けた活動を行っています。

循環型社会の実現には，みなさん一人ひとりの意識の改革が不可欠です。みなさんで協力しあいながら快適な生活を続けることができる循環型社会を築いていきましょう。

基本施策 2-2 資源循環利用の推進

基本施策	施策事業		位置付け			
	番号	内容	新規	拡充	継続	重点
【基本施策2-2】 資源循環利用の推進	(16)	家庭系生ごみの資源化推進			継続	
	(17)	廃食用油の資源化推進			継続	
	(18)	剪定枝の資源化推進		拡充		重点
	(19)	使用済小型家電の資源化推進			継続	
	(20)	インクカートリッジの資源化推進			継続	
	(21)	市有施設における資源化推進		拡充		
	(22)	新たな資源循環利用の推進	新規			重点

【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量

家庭系生ごみや、廃食用油、その他の資源化推進による、資源循環利用の進捗状況を把握するため、廃棄物系バイオマスの資源化量を「資源循環利用の推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
廃棄物系バイオマスの資源化量	(t)	113		1,500

(16) 家庭系生ごみの資源化推進	新規	拡充	継続	重点
生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進するほか、地域単位での堆肥化など、地域の実情に応じた循環利用を推進します。				

(17) 廃食用油の資源化推進	新規	拡充	継続	重点
家庭から排出される不用になった食用油で軽油の代替燃料であるBDFを製造し、焼却ごみの減量化・資源化を推進します。				

(18) 剪定枝の資源化推進	新規	拡充	継続	重点
剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、事業者との連携により、更なる資源化の拡大に向けた調査・研究を実施します。				

(19) 使用済小型家電の資源化推進

新規

拡充

継続

重点

レアメタルなどの有用な金属を含む小型家電製品を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進します。

(20) インクカートリッジの資源化推進

新規

拡充

継続

重点

国内メーカーが構成する協議会と連携したインクカートリッジの拠点回収により、焼却ごみの減量化・資源化を推進します。

(21) 市有施設における資源化推進

新規

拡充

継続

重点

清掃工場における熱エネルギーの有効利用や、学校給食残渣など市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進します。

(22) 新たな資源循環利用の推進

新規

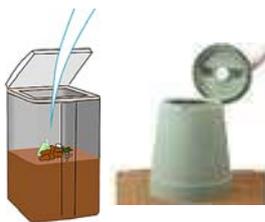
拡充

継続

重点

防水加工等がされた紙類や生ごみをはじめとするバイオマスなどの新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出します。

コラム6 「生ごみ処理機」を使ってみませんか？



「生ごみ処理機」とは、家庭から発生する生ごみを乾燥したり、堆肥にしたりする装置です。この装置を使うことによって、家庭から排出される焼却ごみの約半分を占める生ごみを減量することができ、環境への負荷を大幅に低減することができます。

また、生ごみを処理する装置は、コンポスト容器や電気式のものがありますので、できたものの使い道や利用形態などのライフスタイルに合わせた選択ができます。みなさんがこのような装置を使うことで、生ごみをごみステーションに出さないようになり、カラス対策や臭気対策などに加え、処理した生ごみを堆肥に利用することができるなど非常に有効な方法です。みなさんも、ぜひ使ってみてはいかがでしょうか。

コラム7 食品リサイクル法

家庭から出るごみのうち、生ごみが約37パーセントを占めています。そのため、料理は食べきれず分だけ作ることや食材が無駄にならないよう買い物を工夫すること等により、食品廃棄物をできるだけ減らすことが、食品リサイクル法で求められています。

また、事業者は生産・流通の段階で食品廃棄物の発生を抑制した上で、食品廃棄物をできる限り飼料や堆肥等に再生利用することが、食品リサイクル法で定められています。立地条件等により食品廃棄物の再資源化が困難な場合は、ごみ発電やバイオガス化による熱回収を行うことができます。



コラム8 「レアメタル」って何だろう？



「レアメタル」とは、地球上にほとんど存在しない金属や、経済的・技術的な理由から抽出するのが困難な金属の総称で、国では、リチウムやニッケル、白金など31種類をレアメタルと定義しています。

「レアメタル」は、液晶テレビや携帯電話等のIT製品や自動車の製造に欠かせない素材であり、資源のほとんどを輸入している我が国にとって、長期的な安定供給を維持・確保していくことは極めて重要です。

また、「レアメタル」は、回収し再生が可能な資源であるため、携帯電話や携帯ゲーム機などの小型家電製品に含まれる「レアメタル」のリサイクルの推進は、今後の資源の安定供給を確保する観点からも重要な取組の一つであると考えられます。

コラム9 「もったいない生ごみ」ってなに？



焼却ごみで捨てられた生ごみの中に、容器に入ったまま焼却ごみとして排出されている賞味・消費期限切れの食品が「もったいない生ごみ」です。

冷蔵庫の奥で忘れられた食品や買いすぎて食べきれず捨てられてしまう食品などがあります。

「もったいない生ごみ」は、生ごみに約50パーセント含まれています。買い物は計画的に行い、無駄なごみが出ないように心がけましょう。

消費期限：決められた方法で保存した場合、腐ったり変質したりする心配がない安全な期限

賞味期限：開封前で決められた方法で保存した場合、その製品の品質がおいしく食べられる期限

基本施策 2-3 市民・事業者主体による資源化の推進

基本施策	施策事業		位置付け	
【基本施策2-3】 市民・事業者主体による 資源化の推進	(23)	資源物集団回収の推進		継続
	(24)	事業系ごみの資源化の推進		継続

【取組指標】多量排出事業所における新たな資源化量

資源物集団回収や事業系ごみの資源化推進による、資源化の進捗状況を把握するため、多量排出事業所における新たな資源化量を「市民・事業者による資源化の推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
多量排出事業所における 新たな資源化量	(t)	—		500

(23) 資源物集団回収の推進 新規 拡充 **継続** 重点

地域ぐるみでの資源物の集団回収を通して地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進します。

(24) 事業系ごみの資源化の推進 新規 拡充 **継続** 重点

生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、中小規模事業者を対象とした事業者主導による共同排出の仕組みづくりに向けた支援など、事業系ごみの減量化・資源化を推進します。

コラム 10 「事業者主導による共同排出の仕組み」に参加しませんか？



中小事業所から排出される古紙等，資源として回収されずに，焼却ごみ等と一緒に処分されているケースが多く見受けられます。分別・回収することで，再生紙の原料として利用できます。

そこで，中小事業所から排出される古紙等を複数の事業者と古紙回収業者が協力し合い，適正なりサイクルルートで処理することができれば，コストの軽減，環境保全につながります。みなさんも，ぜひ参加してみてください。